

告示

埼玉県告示第三百二十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和四年五月二日付けで次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第七〇六号
肥料の種類	なたね油かす及びその粉末
肥料の名称	なたね油かす粉末
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・九 加里全量 一・〇
生産業者の氏名又は名称及び住所	米澤製油株式会社 埼玉県熊谷市上之 二千七百九十三番 地